

事務連絡  
平成28年11月15日

各都道府県防災担当部局 各位

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「法」という。）の内容については、「大規模災害からの復興に関する法律について」（平成25年6月21日付け府政防第555号）及び「大規模災害からの復興に関する法律の運用について」（平成25年11月22日付け府政防第1122号）により法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しているところです。

今般、平成28年の地方分権改革に関する提案募集において、復興基本方針策定等における関係地方公共団体の関与に関する提案が出されたことを受け、法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を追加で示しますので、執務上の参考とされるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであり、現行制度上においてもすでに可能な内容について示すものであることを申し添えます。

記

1. 復興基本方針策定に際しての被災自治体の意見の反映について

大規模災害からの復興は、法第3条に基本理念として規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものです。このため、法第8条に規定する復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられており

（法第6条第2項及び第7条第4項）、関係地方公共団体は被災地方公共団体（特別地方公共団体である広域連合を含む。以下同じ。）を念頭に置いたものであり、現行制度においても被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっています。

また、実際に復興基本方針が策定される場合には、復興対策委員会の委員構成は、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるものと考えています。

2. 都道府県復興方針策定に際しての被災自治体の意見の反映について

法第9条では、被災都道府県の知事は、国が示した復興基本方針に即して都道府県の区

域に係る復興のための施策に関する方針（都道府県復興方針）を定めることとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければなければならないこととされ、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっています。各都道府県におかれでは、法第9条に規定する都道府県復興方針を策定される際には、同法の規定に則して、他の地方公共団体（特別地方公共団体である広域連合を含む。以下同じ。）と関係がある事項を定める際には、当該他の地方公共団体と十分に調整を図っていただくよう改めてお願ひいたします。

以上

（参考）平成28年的地方分権改革に関する提案

（1）地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設について（管理番号244）

法に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組の創設を求める。

（2）関西広域連合への復興方針策定権限の付与（管理番号245）

関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田  
TEL 03-5253-2111（内線51383）03-3593-2847（直通）